

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	宮崎県行政不服審査会	
2 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項 行政不服審査法施行条例(平成27年宮崎県条例第47号)第3条	
4 設 置 目 的	行政不服審査法に基づく審査請求に係る審査庁からの諮問に対する調査審議等を行う知事の附属機関として設置するもの。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務。	
6 会議の開催状況 (令 和 3 年 度)	① 開催期日 令和3年6月1日 令和3年9月27日 ② 主な審議事項 特別児童扶養手当関係処分	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	<input type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input checked="" type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 審議案件が、宮崎県情報公開条例第7条に定める不開示情報に該当するため。
	議事録又は議事概要等の公表	<input type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	総務部 総務課 法制担当 電 話: 内線2027 (直通)0985-32-4477	

